

沖縄県個人情報保護審査会答申第 34 号 概要

①件名	「ここ数年〇〇に対する評価に関する意見等の記録（文書・電話等の記録）」に係る保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成 24 年 9 月 18 日
③実施機関	沖縄県知事（文化観光スポーツ部文化振興課）
④決定年月日	平成 24 年 10 月 1 日
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦異議申立て年月日	平成 24 年 11 月 30 日
⑧異議申立ての趣旨	保有個人情報不開示決定を取り消し、開示すること。
⑨異議申立ての理由(要旨)	文化振興課の係員の説明に納得できない。友人知人等の学芸員になれるようにとの支援を無駄にたくなく、家族の応援に報いたい。
⑩諮問年月日	平成 24 年 12 月 14 日
⑪答申年月日	平成 25 年 3 月 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事が行った保有個人情報不開示決定は妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 学芸員の採用方法等について 学芸員とは、県職員の一職種であり、現在、県立博物館・美術館（旧県立博物館含む）（以下「県立博物館」という。）に勤務する学芸員は、学校教員として採用された者で、学芸員資格があるため人事異動により配属される者と、学芸員等採用選考試験により採用された者で構成されている。 学芸員等採用選考試験は、欠員補充や業務上の必要により新たに学芸員を採用する場合に実施されるものである。 学芸員等採用選考試験を実施するにあたっては、あらかじめ実施要項が制定される。そこで、審査会において、平成 12 年度、平成 16 年度及び平成 18 年度に実施された学芸員等採用選考試験実施要項の確認を行った。 当該実施要項には、採用予定職種、受験資格、試験日時及び場所、試験方法、受験手続等が記載されている。 また、実施機関が学芸員の採用形態として推薦による採用はないと説明したことについて、当該各年度の実施要項によると、推薦による採用はないことが確認できた。 さらに、当該実施要項において、受験資格年齢が、平成 12 年度は、昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者、平成 16 年度は、昭和 50 年 7 月 2 日以降に生まれた者、又は昭和 43 年 7 月 1 日～昭和 34 年 7 月 2 日の間に生まれた者、平成 18 年度は、昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者と記載されていた。よって、いずれの学芸員等採用選考試験においても、申立人は受験資格がないことが確認できる。 もっとも、特定受験申込者について、受験資格の欠格事項に該当する旨の匿名電話があった場合等は、受験資格に関する重大事項であることから、公平な評定を行うために、当該電話を記録し、保管する可能性がないとは言えない。 しかしながら、平成 12 年度から 3 回実施された学芸員等採用選考試験実施要項からしても、推薦による採用はないこと、また、異議申立人に受験資格がないことは前述したように明らかであることから、異議申立人についての電話内容を記録したり、文書を保管しているとは考えがたい。したがって、当該請求個人情報が存在しないと認める実施機関の説明に、不自然・不合理な点があると認められない。</p> <p>(2) その他の異議申立人の主張について 異議申立人は、県立博物館の学芸員に推薦されているはずであるとして異議申立てを行っており、また、盗聴されている等の異議申立人を取り巻く環境について強く主張した。しかし、これらの主張は本件請求個人情報を実施機関が保有していることを具体的に示しているとは言えず、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断する機関である審査会の判断を左右するものではない。</p>